

「東京都議会議員の政治倫理に関する条例（仮称）」に対する会派意見（第2回）

◎条例名「東京都議会議員の政治倫理の確立に関する条例」

※共産党案が、「東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例」としたことは、目的と手段を分かり易く明らかにする観点から評価できる。ただし、政治資金については、政治資金規正法に罰則規定があるとともに、本条例は議員等に自らの言動について説明責任を求めるものであるから、政治資金に射程を絞るように受け取れる「政治資金に係る」の文言は条例名に加える必要はない。

◎第1条関係

・「東京都議会議員（以下「議員」という。）における」を「東京都議会議員（以下「議員」という。）及び知事、副知事、教育長、知事特別秘書（以下「知事等」という。）における」に改める。

・「議会の秩序」は削除する。

※「議会の秩序」は少数者や少数意見を制約する根拠とすべでない。また、条例の適用対象に都知事、副知事、教育長、知事特別秘書等を含める。

◎第2条関係

・「議員」を「議員及び会派、知事等」とする。

※第2条（責務）は「議員および会派の責務」とすることにより、いわゆる「裏金」が会派に寄付されたことを鑑みて会派にも説明責任を課す。また、平成28年第2回定例会のいわゆる「セクハラ野次事件」で懲罰期限が過ぎてから野次を発した議員が名乗り出るまで、特定に消極的だった会派があった。議員同様、所属会派にも説明責任を課す必要がある。今後、議会基本条例（仮称）に同種の規定が制定された際には、同条例に移行することに留意する。

◎第3条関係

・寄付について「政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受け入れの禁止（後援団体を含む）」を明示して盛り込む。

・「都の職員の採用、昇格又は移動に関して推薦又は紹介をしないこと」を規準に追記、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」という説明責任を課す条項を追加する。

※寄付者の範囲については、都との請負関係にあるものについては政治資金規正法により禁止されているが、政治家個人についても疑念が生じないよう、積極的に自らを律する必要がある。この2つの修正により、議員・知事等と利害関係者をはじめ反社会的組織やカルト宗教等との分離の徹底を図っていく必要がある。

◎第4条関係

・第4条の審査の請求とともに、第2項を追加し、熊本市条例第6条のような有権者の連署に基づいて実施する調査の直接請求性度も規定する。

・審査および調査の実施にあたっては、議会の付属機器として、政治倫理審査会を設置し、審査・調査の実施に携わせること。同審査会の委員は、議員のほかに行政に関し識見の高い者および公募の都民から議長が議会の同意を得て委嘱する。

※本条例の運用にあたっては、議員だけでなく、幅広い都民参加が保障され、疑念を持った都民は、疑念を正す権利があることを、手続きを含めて規定する必要がある。

有権者による調査請求権なくしては、いくら厳しい政治倫理規準を条例に盛り込んでも実効性は期待できない。議員・知事等に癒着・不正の疑いがあれば、有権者が調査請求をおこない、これを受けて審査会が違法性を認定し、違反者に対する措置を勧告してこそ、本条例は実効性を担保され则认为る。

◎第5条関係

・「第3項の委員は全ての会派から指名されなければならない。公募の有権者を含めるものとする。」を追加する。

※政治倫理審査会の設置にあたっては、単国会派を含む少数会派の参加権を保障されなければ、監視機能は十分とはいえない。

審査および調査の実施にあたっては第5条の政治倫理審査会が行い、同審査会の委員は、議員のほかに行政に関し識見の高い者および公募の都民から議長が議会の同意を得て委嘱し、単国会派を含む少数会派の参加権を保障する。

◎第7条関係

審査会の公開原則と都民の傍聴の権利、インターネット中継と動画配信、地方自治法第115条に準じた秘密会の手続き規定を設けること。また、議員および会派に審査および調査への協力を義務付けること。

※政治倫理審査会の運営にあたっては、公開を原則とされなければ、監視機能は十分とはいえない。一方、やむを得ない事情があるときの非公開（インカメラ審査）とする要件と手続きを規定しておく必要がある。

◎第8条関係

第2項として、「議員および会派が前項の調査に協力しなかったとき又は虚偽の報告をしたときは、審査会は、意見書にその旨を記載しなければならない」という条項を加える。

※虚偽申告、不協力、審査妨害を防止する規定を設ける。

◎第11条関係

（逮捕後の説明会）

刑事犯の容疑による逮捕後も、その職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めることができる。

（起訴後の説明会）

刑事犯の容疑による起訴後、引き続きその職に留まろうとするときは、当該議員又は所属会派は議長に、都民並びに議会に対する説明会の開催を求めなければならない。

前項の説明会の開催を当該議員及び所属会派が求めないときには、議長は開催を勧告し、当該議員に出席を勧告するものとする。

(報酬の一時差止)

議員及び知事等が逮捕、起訴されたことにより、会議に出席しない時には、この間の報酬、費用弁償、政務活動費（以下「報酬等」という。）の支給は停止する。

議長は、議員及び知事等有罪判決を受けたときには、前項の報酬等は返還を求めるものとする。

※審査会の意見書が提出された際は、当該議員に本会議での弁明および質疑の機会を設け、本人が説明し、議会として事実を明らかにする必要がある。

また、議員が贈収賄罪等で職務に関連して起訴または有罪判決が確定したときに引き続きその職に留まるときは、説明会を開催するなどとする問責制度を盛り込むこと。開催しない場合は都民が開催を請求することができるとする直接請求制度家を規定する。

一般職の起訴休職制度に準じて、議員が有罪判決を受けた場合、逮捕・起訴後、会議等の公務に出席できなかった期間の報酬、政務活動費等の返還を義務付ける規定を設ける。また、贈収賄罪、公職選挙法違反、政治資金規正法違反等、職務に関連した犯罪で起訴されたときには、判決確定までの報酬、政務活動費等の支給を差し止め、財産権に配慮しつつ返還を求める。

◎附則関係

・附則に、共産党案に準じ、来任期中の検証と見直し規定を設けること。

※ふるい議会の慣習に基づき既成概念を打破することが、政治不信が高まった今こそ、問われている。

「裏金」問題の反省に立ち、悪弊を断ち切り、都民の負託に応え得る都議会、都政の将来に向けて、日本最大かつ日本一古色蒼然たる東京都議会が変わる節目となることを強く祈念すべく、本条例制定に満足することなく、引き続きの検証と見直しを求めるものである。

以上